

静岡県カスタマーハラスメント防止対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県におけるカスタマーハラスメント防止対策について、学識経験者や経済団体、労働者団体、消費者団体等の意見を幅広く取り入れながら総合的に推進していくため、静岡県カスタマーハラスメント防止対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) カスタマーハラスメント防止対策に係る施策の検討、調整及び助言に関すること
- (2) その他カスタマーハラスメント防止対策の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、経済団体、労働者団体及び消費者団体等のうちから経済産業部長が委嘱する。
- 3 経済産業部長が必要と認める場合、委員の他に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任を妨げない。

- 2 任期途中の委員の欠員による補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長をおき、会長は委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、経済産業部長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、経済産業部就業支援局労働雇用政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月5日から施行する。